

第6章 不登校にならないための学校づくりと義務教育終了後の進路

第1節 特別支援教育とコーディネーター

平成15年3月に文部科学省から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）³⁾」が出され、平成16年2月24日に中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、「特別支援教育を推進していくための制度の在り方」について審議されてきました。そして、平成17年12月8日に「特別支援教育を推進していくための制度の在り方について（答申）⁴⁾」が出されました。

すなわち、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るという教育改革です。特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

特別支援教育においては、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価（「Plan-Do-See」のプロセス）が重視されています。

また、小学校、中学校、養護学校等において特別支援教育コーディネーターが学校内、保護者、医療、福祉機関等の学校外との連絡調整役として置かれることになりました。

不登校対策においても、文部科学省は、「各学校において不登校児童生徒に対する適切な対応のために不登校について学校における中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要である。」と提言しています¹⁾。このことについては、第3節の校内支援体制で詳しく述べます。

慢性疾患や心身症、情緒及び行動の障害を伴い、不登校の経験のある子どもの場合は、学級担任と養護教諭が学校内のキーパーソンになっている場合が多いですが、さらに特別支援教育コーディネーターと不登校対策のためのコーディネーターとが連携を図る調整役として今後の活躍が期待されます。

第2節 養護教諭の役割

近年、心の健康問題の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められています。この中で養護教諭は児童生徒が訴えてくる身体的不調の背景にいじめなど心の健康問題がある場合、そのサインにいち早く気付くことができる立場にあります。養護教諭の行なう健康相談活動は大変重要な役割ですが、一体どのような事柄に留意しながら、この難しい問題に対応し、また未然防止に取り組めばよいでしょうか。

第2節 養護教諭の役割

I. 保健室登校

1. 保健室登校とは

保健室登校とは、児童生徒が常時保健室にいる場合や、特定の授業には参加できることがあっても主として保健室にいる状態をいいます。なお、保健室に隣接する部屋にいて、主に養護教諭が対応している場合も「保健室登校」と定義しています（日本学校保健会）。

日本学校保健会による抽出調査では、平成13年度に「保健室登校」をしている児童生徒がいる学校の割合は、小学校12.3%、中学校45.5%、高等学校22.9%であり、中学校においては、実に半数近くの学校で見られる状況になっています。小学校、高等学校では増加率が鈍る中で、中学校は調査するたびに著しい増加傾向を示しています。

2. 保健室における対応

保健室は、不登校になる前の児童生徒がドアを叩く場所であったり、不登校から学校復帰のきっかけとなる別室登校（保健室登校）の居場所として果たす役割があります。したがって、養護教諭は児童生徒がそれぞれの状況に応じて学校生活に適応できるような心配りが必要です。また保健室を中核として相談室や個別学習室（空き教室を活用）等を配置して有効に活用することも大切でしょう。

3. 保健室登校における養護教諭の役割

養護教諭は、児童生徒の日常の健康観察・保健室に来ることが多い児童生徒、保健室への来室理由、欠席・遅刻・早退などの状況から、不登校へのサイン（継続的な欠席、理由があいまいな欠席）などに気づいた場合は、学級担任・教科担任に連絡し連携の体制をつくる立場にあります。また、保健室に来室する児童生徒の中には身体症状を訴えながら心の問題を併せ持っている場合が多いので、繰り返し来室する児童生徒に対しては特別な教育支援を行うことが必要です。その際に、養護教諭は個人情報には配慮しつつも情報をひとりでかかえこまず、校内のキーパーソンとなって、管理職はもとより学級担任や他の関係者と連携して対応しようとする働きが求められます。

保健室登校を始める場合、養護教諭は事前に本人や保護者の考えを聞き、校内の協力体制を整えておくことが大切です。本人が保健室登校を望んでいるのか、保護者は保健室登校の意味を理解しているか、協力が得られるか、教職員（担任・保健主事・校長など）の共通理解・協力が得られるか、保健室が受け入れる環境条件を備えているかなど、きめ細やかな調整と協力体制、長期の支援計画を明確に立てておかなければなりません。また、保健室登校を開始する前に、個人情報の収集・利用・保管に関し、本人・保護者の事前の同意をとっておくことを忘れないようにしてください。

4. 保健室登校の教育的意義

保健室に登校してくる児童生徒には、ただ保健室にいただけでなく、意識的に様々な経験をさせましょう。最初は別のことで来室してくる他の子どもにびくびくしているでしょうが、慣れてくれば、例えば観葉植物の水やりなど簡単な作業をさせたり、保健室を拠点にしながら他の先生の声かけに対応させたりするなど、徐々に生活範囲や人間関係を広げていきます。このように、人

第2節 養護教諭の役割

とのかかわりを学びながら自ら意志決定ができるようにしていきます。そして学級活動など一部の時間を他の児童生徒たちと共有し、完全復帰に向けての足がかりをつくらせていきましょう。

Ⅱ. 校内研修及び校外諸機関との連携

1. 関係者による連絡会（支援会議）の開催

養護教諭は、校長・教頭・学級担任・学年主任・保健主事・学校医・特別支援コーディネーター・不登校コーディネーター・スクールカウンセラー・心の相談員、その他かかわりの深い教職員などを構成メンバーとして連絡会を開催します。その内容は、状況の把握、課題の確認、共通に理解すべき点、本人の希望、支援の内容、役割分担などがあります。連絡会において大切な目標は、保健室登校の対応の限界を複数の目で見極めること。専門機関と連携を図り、最適な機会を逃がさないことです。連絡会の組織については、新たにつくらなくても、既存の組織を活用し、必要に応じて他の人的資源を柔軟に活用することが、継続させる秘訣です。

2. 児童生徒の理解のための事例研修会

児童生徒への対応や理解だけでなく、児童生徒理解のための研修なども大切です。それには、学校外の専門家をまねいた研修も必要ですが、不登校児童生徒について校内で事例研究などを重ねて行くことが実践的な研修の機会となります。養護教諭は積極的に研修会・事例検討会の企画・提案をしてください。

それぞれの立場で収集・利用・保管している情報を共有する機会も多くありますので、個人情報保護法の研修なども、事例研修会を行なう前に、校内全体で実施しておく必要があるかもしれません。

保健室は、いつでも、誰でも、どんな理由でも来室できる学校内の施設であること、教育職員である養護教諭が常勤しているということから、不登校の児童生徒にとっての居場所になるでしょう。

第2節 養護教諭の役割

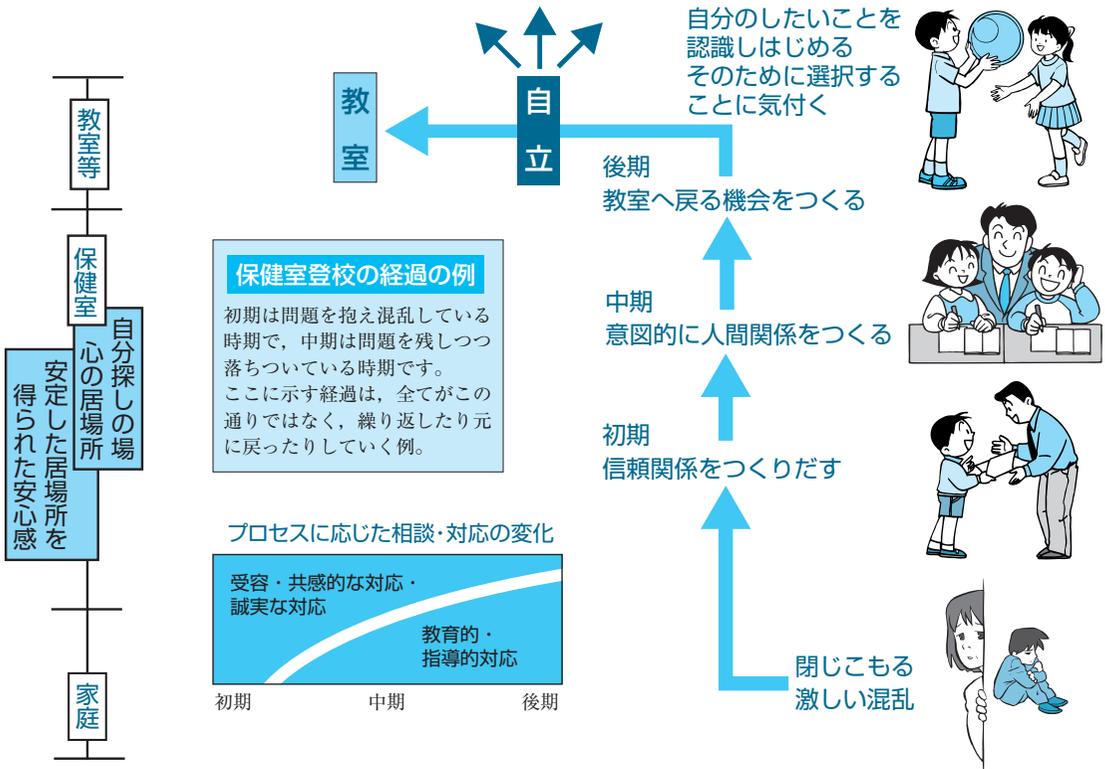


図 6 - 1 「養護教諭が行う健康相談活動の進め方」 日本学校保健会

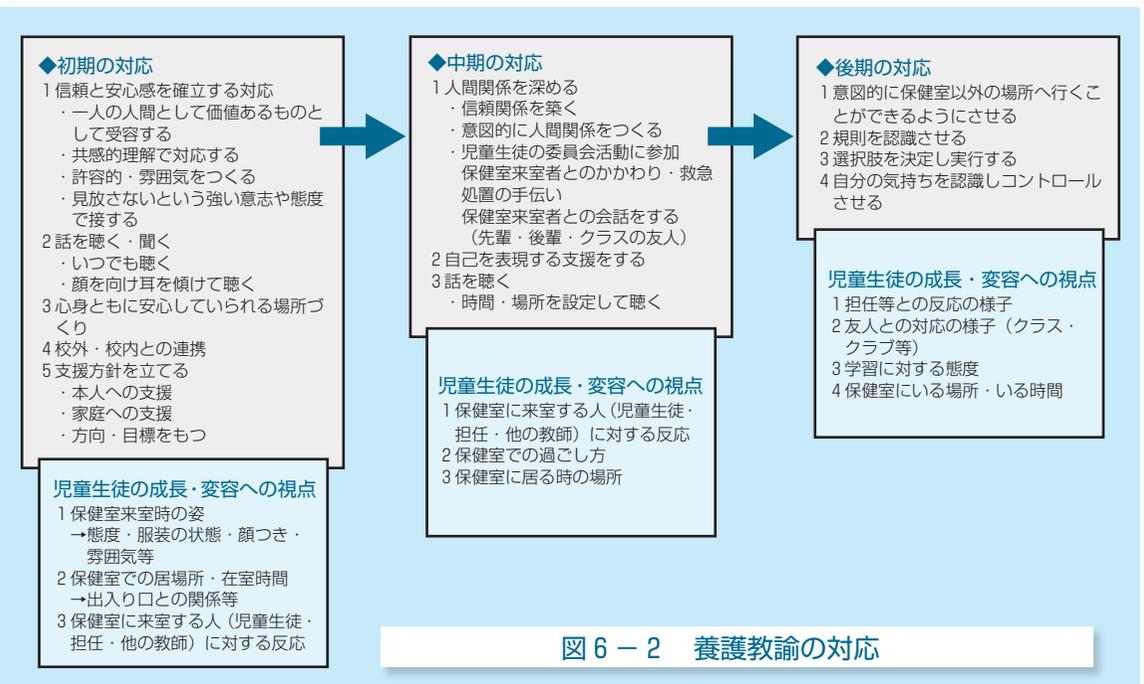


図 6 - 2 養護教諭の対応